

表 ISC税改定一覧

対象カテゴリー	対象品目	改正後		改正前	
砂糖入り飲料	100ml当たり、0～6グラム未満	17%		17%	
	100ml当たり、6グラム以上	25%			
アルコール飲料 (注1)		従量税 (1リットル当り)	従価税	従量税 (1リットル当り)	従価税
	アルコール度数、0度～6度未満	1.25ソル	35%	1.25ソル	30%
	同6度以上～12度未満	同2.50ソル	25%	同2.50ソル	25%
	同12度以上～20度未満	同2.70ソル	30%	同2.50ソル	25%
	同20度以上	同3.40ソル	40%	同3.40ソル	25%
たばこ	1本当たり	0.27ソル		0.18ソル	
ガソリンなど燃料 (1ガロン当たり)	レギュラー・ガソリン (Gasolina 90)	1.16ソル		0.99ソル	
	ハイオクタン価ガソリン (Gasolina 97)	1.19ソル		1.19ソル	
	ディーゼル (Diesel B5、硫黄含有量50ppm以下)	1.49ソル		1.10ソル	
	ディーゼル (Diesel B2、硫黄含有量50ppm以下)	1.70ソル		1.40ソル	
自動車 (注2)		新車	中古車	新車	中古車
	ガソリン車	10%	40%	0%	30%
	ディーゼル車両	20%	40%	10%	30%
	ピックアップトラック	0%	40%	0～10%	30%
	トラック・バス	0%	40%	0%	30%
	天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車	0%	10%	10%	30%
	自動二輪車	10%	40%	0%	0%

(注1) 従量税、従価税のいずれが多額の方が課税される。

(注2) 黄色箇所が増税となった品目、青色箇所は減税、その他は税率変更なし。

(出所) 経済財政省 (MEF)